

## 山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、本県の製造業における高度な知識又は技術を有する人材を確保及び育成するとともに、これら技術系人材の県内定着を促進するため、県内の機械電子産業に就職した学生等の奨学金返還に要する経費に対し、予算の範囲内で山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学、大学院、高等専門学校のうち、理学部、工学部（これらに準ずる学部、研究科、学科等を含む。）をいう。
- (2) 大学生等 大学等に在学する学生をいう。
- (3) 既卒者 第6条に規定する申請（以下、「認定申請」という。）の時点で大学等を卒業後3年以内の者で、山梨県外にある企業（県内に本社を有する企業を除く。）に就業している者又は山梨県内にある企業を当該企業の都合で離職した者をいう。
- (4) 対象業種 日本標準産業分類に規定する製造業のうち機械電子産業とし、次の表に掲げる業種に分類される業種をいう。

内容（日本標準産業分類における業種）
中分類18 プラスチック製品製造業
中分類24 金属製品製造業
中分類25 はん用機械器具製造業
中分類26 生産用機械器具製造業
中分類27 業務用機械器具製造業
中分類28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
中分類29 電気機械器具製造業
中分類30 情報通信機械器具製造業
中分類31 輸送用機械器具製造業

- (5) 対象業種企業 県内に本社を有する対象業種に該当する中小企業、または対象業種に該当する企業のうち、勤務先を山梨県に限定した採用を行っている企業。
- (6) 対象事業所等 対象業種企業のうち県内にある本社、支社、支店、事業所等をいう。
- (7) 県外事業所等 対象業種企業のうち県外にある支社、支店、事業所等をいう。
- (8) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金（以下「第一種奨学金」という。）及び第二種学資貸与金（以下「第二種奨学金」という。）をいう。

### (補助金の交付)

第3条 県は、あらかじめ本補助金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）として認定を

受けた者のうち、次の第1号又は第2号の要件を全て満たす者に対し、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 大学生等の場合

ア 大学等を卒業した翌月の初日から起算して、6カ月以内に対象業種企業に正規雇用により就業した者

イ 県内に勤務し、定住することを目的として県内に住所を有する者

(2) 既卒者の場合

ア 大学等在学時に貸与を受けた奨学金について、第10条に規定する申請（以下、「交付申請」という。）の時点で返還残額があり、かつ滞納額がない者

イ 第6条第3項に規定する通知のあった日（以下、「認定通知日」という。）の属する年度の翌年度の4月末日までに、対象業種企業に正規雇用により就業した者

ウ 県内に勤務し、定住することを目的として県内に住所を有する者

(補助金の額)

第4条 大学等の在学時に、奨学金として貸与を受けた額のうち、別表に掲げる額とする。

2 他の自治体が行う奨学金の返還支援事業と重複した場合は、重複した奨学金の額について、補助金の交付を受けられないものとする。

(補助期間)

第5条 補助期間は、大学生等にあっては大学等を卒業する日以後直近の4月初日、既卒者にあっては、認定通知日の属する年度の翌年度の4月初日を起点とした10年間のうち、対象事業所等に勤務した8年間とする。ただし、県外事業所等に勤務した期間等は補助期間に含まず、期間の計算に当たっては、対象事業所等に勤務することとなった日の属する月の翌月（その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月）から、対象事業所等に勤務しなくなった日の属する月（その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月の前月）までの期間の月数の通算によるものとする。

(支給対象者の認定)

第6条 本補助金の支給を受けようとする者は、知事が指定する期間に、様式第1号（支給対象者認定申請書）により知事に申請し、支給対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書（様式第2号）

(2) 応募理由書（様式第3号）

(3) 大学生等にあっては、奨学金の借り入れを証する書類

(4) 既卒者にあっては、奨学金の返還を証するもの

(5) 在籍又は卒業した大学等の成績証明書

(6) 既卒者のうち山梨県内にある企業を当該企業の都合で離職した者にあっては、その事実が分かる書類

(7) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、支給対象者の認定をしたときは、その旨を様式第4号（支給対象者認定通知書）により通知するものとする。

(支給対象者の要件)

第7条 本補助金の支給対象者は、次の第1号又は第2号の要件をすべて満たす者とする。

(1) 大学生等の場合

- ア 県内の対象業種企業に就職を希望する大学等の学生で、奨学金を借り入れ、返還予定の者
- イ 大学等を卒業する翌月の初日から起算して、6ヵ月以内に、対象業種企業における、企画・開発、製造部門への就職を希望する者
- ウ 大学等を卒業する日以後直近の4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上県内に勤務し、かつ県内に定住する見込みであること

(2) 既卒者の場合

- ア 県内の対象業種企業に就職を希望する既卒者で、奨学金を借り入れ、滞納額がない者
- イ 認定申請日の属する年度の翌年度の4月末日までに、対象業種企業における、企画・開発、製造部門への就職を希望する者
- ウ 認定申請日の属する年度の翌年度の4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上県内に勤務し、かつ県内に定住する見込みであること

(支給認定の変更等)

第8条 支給対象者は、第6条第3項の規定により通知を受けた内容に変更があったときは、速やかに様式第5号（変更承認申請書）により申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請について変更承認をしたときは、その旨を様式第6号（変更承認通知書）により通知するものとする。

(支給対象者の認定の取り消し)

第9条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を様式第7号（認定辞退届）により知事に届け出なければならない。

- (1) 本補助金の受給を辞退しようとする場合
- (2) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合
- (3) 留年、1年を超える期間の休学又は停学の処分を受けた場合
- (4) 退学した場合
- (5) 大学生等が大学等を卒業した翌月の初日から起算して、6ヵ月以内に対象業種企業に就職しなかった場合
- (6) 既卒者が認定通知日の属する年度の翌年度の4月末日までに対象業種企業に就職しなかった場合
- (7) 奨学金返済を滞納した場合

2 知事は、前項の規定による届出に基づき認定を取り消したときは、その旨を様式第8号（認定取消通知書）により支給対象者に通知するものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、第10条に規定する交付申請で支給対象者の要件を満たさないことが明らかである場合は、届出がない場合でも前項の通知を行うことができるものとする。

(交付申請の時期等)

第10条 補助金の交付を受けようとする支給対象者は、交付申請を、知事が別に定める日までに知事

に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、様式第9号（交付認定申請書）によるものとする。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 返還誓約書（様式第10号）
  - (2) 連帯保証人の印鑑登録証
  - (3) 在職証明書（様式第11号）
  - (4) 住民票の写し
  - (5) 奨学金の借り入れを証する書類
  - (6) 第6条第3項の支給対象者認定通知書の写し（第8条第2項の変更承認通知書の写し）
  - (7) その他知事が必要と認める書類

（交付決定の時期等）

第11条 知事は、第10条の規定による交付認定申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行うものとする。

- 2 知事は、本補助金の交付を決定したときは、様式第12号（交付決定通知書）により通知するものとする。

（交付決定の変更等）

第12条 交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに様式第13号（変更承認申請書）により申請し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請について変更の承認をしたときは、その旨を様式第14号（変更交付決定通知書）により通知するものとする。

（各年度報告の時期等）

第13条 交付対象者は、規則第10条の規定による状況報告を、各年度の翌年度の知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、様式第15号（状況報告書）によるものとする。
- 3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 在職証明書（様式第11号）
  - (2) 住民票の写し
  - (3) 奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書
  - (4) 第11条第2項の交付決定通知書の写し（第12条第2項の変更交付決定通知書の写し）

（補助金の交付方法）

第14条 本補助金は、精算払いとする。

（概算払）

第15条 次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合には、予算の範囲内で、概算払いにより交付することができる。

- (1) 県内に住所を有していること
  - (2) 第5条の計算に従い通算した前年度の勤務期間が1月以上あること
  - (3) 奨学金の返済を滞納なく履行していること
- 2 前項の規定による概算払いの金額は、交付決定額の8分の1に対象事業所等での勤務が確認できた月数を乗じ、12で除した金額（1円未満の端数がある場合は、端数は切捨て）とする。
- 3 交付対象者は、第1項の規定により本補助金の概算払いを受けようとするときは、第13条第1項に規定する状況報告に併せて、様式第16号（補助金概算払請求書）を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告の時期等）

第16条 交付対象者は、規則第12条の規定による実績報告を、第5条に規定する補助期間を満了した日から起算して1箇月を経過した日または満了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告は、様式第17号（実績報告書）によるものとする。

#### （補助金の額の確定）

第17条 前条の実績報告を受けた場合には、書類審査等を行い、交付決定内容に従って遂行されないと認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、様式第18号（確定通知書）により、支給対象者に通知するものとする。

#### （交付決定の取り消し）

第18条 知事は、規則第15条の規定による交付決定の取り消しのほか、次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 会社都合及び病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が、合算して12カ月を超えた場合
  - (2) 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）による離職期間が、合算して6カ月を超えた場合
  - (3) 県外に転出した場合（ただし、会社都合による県外勤務期間を除く。）
  - (4) 奨学金返済を滞納した場合
  - (5) 奨学金返済を免除された場合
  - (6) 第13条による各年度報告を怠った場合
  - (7) 他の自治体が行う奨学金の返還支援事業と重複した場合
  - (8) 交付対象者から交付の辞退の申し出に伴う交付決定辞退届（様式第19号）が提出された場合
- 2 前項の各号の規定により交付決定を取り消す場合は、第5条の計算に従い通算した勤務期間が、3年に満たない場合は、交付決定の全てを取り消すものとし、3年以上である場合は、1年に満たない勤務期間を切り捨てて求めた年単位の期間を除いた期間について交付決定を取り消すものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合は、様式第20号（交付決定取消通知書）により通知するものとし、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### (加算金及び延滞金)

- 第19条 交付対象者は、第18条第1項の規定による取消しに關し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 交付対象者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項及び第3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 交付対象者は、前項の申請をしようとする場合には、当該補助金等の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となる事項を記載した申請書（様式任意）を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、第4項の免除をする場合には、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を交付対象者に通知するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この要綱の施行日前に改正前の山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱に規定する様式に作成された書類とみなす。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に改正前の山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金交付要綱に規定する様式に作成された書類とみなす。

別表（第4条関係）

区分	補助金の額
1 第一種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額
2 第二種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業前2年間に第二種奨学金として貸与を受けた額（ただし、月額の補助上限額は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第1条第1項の表の上欄に掲げる学校を卒業した者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月額の最高額とする。）
3 第一種奨学金、第二種奨学金の両方の貸与を受けた期間	卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額及び第二種奨学金として貸与を受けた額（ただし、月額の補助上限額は、2の区分と同様とする。）

※ 2及び3の区分において、通学形態の変更の事由が生じた月の月額の補助上限額は、自宅外通学の区分の下欄に定める月額の最高額とする。

※ 既卒者については、1から3の区分における補助金の額は、交付申請の時点の奨学金返還残額により計算するものとする。